

別表第1（補助対象経費）

経費区分	内容
1 機械装置等 購入費	事業の遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費
2 広報宣伝費	(1) 新商品等を発表するため展示会及び商談会に参加するために要する経費 (2) 新商品等の宣伝に必要なパンフレット・ポスター等の作成等に要する経費
3 開発費	新商品の試作品や包装パッケージの試作開発に伴う原材料、設計、デザイン、製造、改良及び加工するために支払われる経費 ただし、販売を目的とした製品、商品等の生産・調達に係る経費及び汎用性があり目的外使用になり得るものの購入に係る経費は除く。 また、原材料等の数量はサンプルとして使用する必要最小限とする。
4 借料	事業遂行に直接必要な機器・設備等のリース料・レンタル料として支払われる経費
5 外注費	上記1から4に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費（自ら実行することが困難な業務に限る。）